

レンタル約款

第1条（総則）

本レンタル約款は、リプロライズ株式会社（以下「賃貸人」という）とお客様（以下「賃借人」という）との間の、賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について適用します。

第2条（レンタル物件）

賃貸人は、賃借人に対し、レンタル明細書記載のレンタル物件（以下「物件」という）を賃貸し、賃借人はこれを賃借します。

第3条（レンタル起算日） 賃貸人が賃借人に物件を引き渡した日の翌日より起算します。

第4条（レンタル期間の延長）

1. 賃借人は、賃貸人に対して、レンタル期間の満了する1週間前までに、終了または延長を申し込む旨の意思表示を行うものとします。賃借人から延長の申し込みがあった場合、賃借人においてレンタル契約または本レンタル約款の違反がない限り、賃貸人は延長の申し込みを承諾できるものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とします。
2. 賃借人において前項に定めたレンタル契約の終了または延長の申込みの意思表示がなされない場合、賃貸人は、賃借人から1カ月間延長の申し込みがあったものとみなすものとし、以後も同様とします。ただし、賃貸人の判断で、レンタル契約を終了させることができるものとします。

第5条（中途解約）

賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中でも、事前に賃貸人に通知の上、物件を賃貸人の指定する場所に返還して、このレンタル契約を解約することができます。

第6条（レンタル料金等）

1. 賃借人は賃貸人に対し、賃貸人からの請求により、請求書記載のレンタル料金およびその他の諸費用（以下総称して、レンタル料金等という）を請求書記載の支払期限までに賃貸人の指定する銀行口座に振り込む方法（口座振替サービス利用による振り込みを含む）により支払うものとします。
2. レンタル料金等は、賃貸人の提示する見積書または請求書に記載されるものとします。
3. 賃貸人は賃借人と合意のうえ、レンタル期間中、経済事情の変動等により、レンタル料金を変更できるものとします。

第7条（物件の引き渡し）

賃貸人は、物件を賃借人の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとします。

第8条（物件の引き渡しおよび返却に関わる費用等）

1. 物件の引き渡しに関わる運送の手配・運賃・諸費用は賃貸人が行い、負担します。
2. 物件の返却に関わる運送の手配・運賃・諸費用は賃借人が行い、負担します。
3. その他諸費用は賃貸人が別途定める料金によるものとします。

第9条（担保責任）

1. 賃借人が賃貸人に対して物件の引き渡しを受けた後 48 時間以内に物件の性能の欠陥につき、通知をなさなかった場合は、物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引き渡されたものとします。
2. 賃貸人は賃借人に対して、引き渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し物件の商品性または賃借人の使用目的への適合性その他については担保しません。

第10条（レンタル物件修理または交換）

1. レンタル期間中、賃借人の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により、物件が正常に作動しない場合、賃貸人は物件を修理しまたは交換します。
2. 前項の物件の修理または交換に過大な費用または時間を要する場合、賃貸人は、レンタル契約を解除することができます。

第11条（レンタル物件の保管使用）

1. 賃借人は物件の保管、使用にあたり、善良な管理者の注意義務を負い、これに要する消耗品、費用を負担します。
2. 賃借人は、物件に貼布された賃貸人の所有権を明示する標識等を除去、汚損しません。
3. 賃借人が物件の設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、賃借人がこれを賠償します。

第12条（レンタル物件の使用地域）

賃借人は、レンタル物件を日本国内で使用するものとします。

2. 賃借人がレンタル物件を輸出する場合、事前に賃貸人に通知の上、書面による賃貸人の承諾を得るものとします。

第13条（レンタル物件の滅失、毀損）

賃借人が自己の責任による事由ならびに天災地変に基づき物件を滅失（修理不能、所有権の

侵害を含む、以下同じ)、毀損(所有権の制限を含む、以下同じ)した場合は、賃借人は賃貸人に対して代替物件の購入代価または物件の修理代を損害賠償として支払います。

第14条 (レンタル物件の譲渡等の禁止)

1. 賃借人は物件を第三者に譲渡し、または物件について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。
2. 賃借人は、物件について、他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないように保全するとともに、そのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。
3. 前2項の場合において、賃貸人が必要な措置をとったときは、賃借人は賃貸人の支払った一切の費用を負担します。

第15条 (ソフトウェアの複製等禁止)

賃借人は物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品(以下「ソフトウェア」という)に関し、次の行為を行うことはできません。

- (1) ソフトウェアを複製すること。
- (2) ソフトウェアを物件以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを変更または改作すること。
- (4) ソフトウェアを第三者へ譲渡し、または、その再使用权設定を行うこと。

第16条 (保険)

レンタル物件の滅失・毀損のうち、通常の動産総合保険によって担保されるレンタル物件については、賃借人は、保険金相当額の限度でその負担を免除されるものとします。

2. 物件に保険事故が発生した場合は、賃借人は直ちに、その旨を賃貸人に通知するとともに、賃貸人の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。
3. 賃借人が前項の通知義務・交付義務を怠り、またはその保険事故について、故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第17条 (解約)

賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃貸人に通知のうえレンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約することができます。ただし、レンタル期間が1ヶ月未満の場合、または、レンタル期間が1ヶ月以上でレンタル期間開始後1ヶ月を経過していない場合は、レンタル契約を解約することができません。

第18条 (契約違反による解約)

賃借人が次の各号の一つに該当した場合、賃貸人は、催告なしで、レンタル契約を解除することができます。この場合、賃借人は賃貸人に対し、未払レンタル料その他金銭債務全額を直ちに支払い、賃貸人になお損害があるときはこれを賠償するものとします。

- (1) レンタル料の支払を1回でも遅滞し、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
- (2) 支払を停止し、または手形・小切手の不渡り報告、もしくは電子債権の支払不能通知があったとき。
- (3) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申立てがあったとき。
- (4) 営業を休廃止し、または解散したとき。
- (5) 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的な事実に基づき判断されるとき。
- (6) 信用状態の悪化、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

第19条（解約レンタル料）

レンタル期間の途中でレンタル契約が終了した場合のレンタル料は、レンタル開始日からレンタル終了日までの期間に応じたレンタル料率により算出された額とします。ただし、レンタル期間が1ヶ月未満の場合、レンタル料は変更されません。また、レンタル期間が1ヶ月以上でレンタル開始日から1ヶ月を経過せず終了したときは、1ヶ月で終了した場合のレンタル料率を適用します。

第20条（レンタル物件の返還）

レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃貸人に対し、レンタル物件を原状に復したうえで、直ちにレンタル物件を賃貸人の指定する場所に自己の費用で返還します。

2 レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、返還を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因して賃借人その他第三者に生じた損害に関して賃貸人は一切責任を負いません。

3 賃借人が第1項の義務の履行を怠った場合、賃借人は賃貸人に対し、レンタル契約の終了日の翌日からレンタル物件の返還日まで、1ヶ月当たりレンタル料金（レンタル期間の途中でレンタル契約が終了した場合は第14条第1項により算出されたレンタル料）の月額（レンタル期間が1ヶ月未満の場合、月額に換算したレンタル料金）の倍額相当額の延滞金を支払うものとします。ただし、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなします。

第21条（遅延損害金）

賃借人が、賃貸人に対して物件の返還をなすべき場合、賃借人がその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還の完了日まで、1カ月当たりレンタル料金（基本料金）相当

額の損害金を賃貸人に支払います。この場合、損害金の計算については、1カ月単位で計算し、日割り計算をしません。

第22条（反社会的勢力の排除）

賃貸人および賃借人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）
- ②暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- ③自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係にある者
- ④暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下犯罪という）に該当する罪を犯した者。

2 賃貸人および賃借人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
- ②脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ③犯罪に該当する罪に該当する行為。
- ④その他前各号に準ずる行為 3 賃貸人または賃借人が前2項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、催告のみならず通知も行わずレンタル契約を直ちに解除することができます。これにより違反した当事者に損害が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しません。

第23条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他賃貸人の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の賃貸人の履行遅延または履行不能については、賃貸人は何らの責をも負担しないものとします。
2. 前項の場合、賃貸人はレンタル契約の全部または一部を変更または終了することができます。この場合賃借人は、賃貸人の指示内容に従うものとします。

第24条（支払遅延損害金）

賃借人がレンタル契約による金銭債務の履行を遅延した場合は支払期日の翌日より完済に至るまで年率 14.6%による支払遅延損害金を支払います。

第 25 条（裁判管轄）

賃貸人および借借人はレンタル契約に関する紛争解決については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 26 条（付則）

本レンタル約款は、2020 年 5 月 1 日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。なお、賃貸人は、必要に応じて本レンタル約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、賃貸人のホームページにて掲示し、改定前に締結されたレンタル契約にも最新のレンタル約款の定めを適用するものとします。